

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県土整備部の分課及びその分掌事務) 第13条 [略] 2 [略] 3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 技術企画指導担当の分掌事務 (1)～(6) [略] 4～12 [略]	(県土整備部の分課及びその分掌事務) 第13条 [略] 2 [略] 3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 技術企画指導担当の分掌事務 (1)～(6) [略] <u>施工確保対策担当の分掌事務</u> (1) <u>東日本大震災津波に係る災害復旧事業における円滑な</u> <u>工事の施工の確保に関すること。</u> 4～12 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。